

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規則

○北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (警察本部生活安全企画課)

○北海道青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則 (生活文化・青少年室)

告示

○一般競争入札の実施 (児童家庭課)

○土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課)

○北海道林業改善資金収納事務の私人委託の一部改正 (林業振興課)

○知事権限に係る保安林の指定の解除(二件) (治山課)

○道路の区域の変更(二件) (道路整備課)

○宅地建物取引業法に係る行政手続法による聴聞の実施 (建築指導課)

○平成十四年度における競争入札に参加する者に必要な資格等 (出納局総務課)

○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(二件) (経理課)

○路面、測溝清掃業者の事業概要調査の実施 (総務部総務課)

○マツトリス業者の事業概要調査の実施 (総務部総務課)

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (総務部総務課)

○平成十三年度及び平成十四年度における競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務部総務課)

○平成十四年度における競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務部総務課)

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (総務部総務課)

○道選挙管理委員会告示 (総務部総務課)

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (総務部総務課)

○個人演説会等の施設の指定の一部改正 (総務部総務課)

○個人演説会等の施設の指定の一部改正 (総務部総務課)

道警察本部告示

○一般競争入札の実施に関する公告

公布された規則のあらまし

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第一号) 趣旨及び内容

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成十三年北海道条例第六十九号)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年北海道条例第七十七号)の施行期日は、平成十四年四月一日とすることとした。

北海道青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二号) 趣旨及び内容

北海道青少年保護育成条例の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日
平成十四年四月一日から施行することとした。

規則

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成十四年一月四日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第一号

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成十三年北海道条例第六十九号)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年北海道条例第七十七号)の施行期日は、平成十四年四月一日とすることとした。

平成十四年一月四日 金曜日

十七号)の施行期日は、平成十四年四月一日とする。

北海道青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月四日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第二号

北海道青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

北海道青少年保護育成条例施行規則(昭和三十年北海道規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第三十条第三項ただし書」を「第三十条第四項ただし書」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第六条第一項第三号中「テレホンクラブ等営業所」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の営業所」に改める。

第七条第三項を削り、「同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「同項を同条第三項とする」を削る。

第八条第二項中「別記第十五号様式」を「別記第十四号様式」に改める。

別表を削る。

別記第六号様式から第八号様式までを次のように改める。

別記第六号様式から第八号様式まで 削除

3 テレホンクラブ等営業所とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の営業所をいう。

11の項を加へ、平成十四年四月一日から施行する。

別記第十四号様式

11の項を加へ、平成十四年四月一日から施行する。

11の項を加へ、平成十四年四月一日から施行する。

11の項を加へ、平成十四年四月一日から施行する。

11の項を加へ、平成十四年四月一日から施行する。

11の項を加へ、平成十四年四月一日から施行する。

別記第十四号様式

11の項を加へ、平成十四年四月一日から施行する。

11の項を加へ、平成十四年四月一日から施行する。

北海道告示第1号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成十四年一月四日

北海道知事 堀 達也

北海道知事 堀 達也

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称 「少子化・育児意識啓発小冊子」制作業務

(2) 委託業務の仕様 入札説明書による。

(3) 委託期間 契約の日から平成十四年3月20日まで

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 平成13年北海道告示第19号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。

(4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 平成13年12月1日現在において、引き続き2年以上印刷物の企画及び制作等の事業を営んでいること。

(6) 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は平成十四年1月4日から11日までの間に行われなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行われなければならない。

(3) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(4) 審査を行ったときは審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部児童家庭課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(2) 入札日時 平成十四年1月21日(月) 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者はその者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税

(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部児童家庭課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便又は電報による入札
認めないものとする。

9 落札者の決定方法
政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否
要

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5以上に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部児童家庭課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 775

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第2号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成13年12月20日、門別町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年1月4日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第3号

昭和51年北海道告示第4109号(北海道林業改善資金収納事務の私人委託)の一部を次のように改正する。

平成14年1月4日

北海道知事 堀 達 也

〔中頓別、浜頓別町森林組合 枝幸郡中頓別町字中頓別〕を「中頓別・浜頓別町森林組合 枝幸郡中頓別町字中頓別161番地の6」に、「歌登町森林組合 同 歌登町大字歌登村字上幌別」を「南宗谷森林組合 同 歌登町東町106番地」に、「豊富町森林組合 天塩郡豊富町字上サロベツ」を「豊富猿払森林組合 天塩郡豊富町字上サロベツ2546番地の227」に改め、「訓子府町森林組合 常呂郡訓子府町字訓子府」を削り、「置戸町森林組合 同 置戸町字置戸」を「新生紀森林組合 常呂郡置戸町字置戸164番地」に改め、「中札内森林組合 同 中札内村字札内」を削り、「芽室町森林組合 同 芽室町東1条1丁目」を「十勝中央森林組合 同 芽室町東1条1丁目11番地1」に改め、「帯広市森林組合 帯広市川西町西2線」を削る。

北海道告示第4号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年1月4日

北海道知事 堀 達 也

1 解除に係る保安林の所 在場所 広尾郡広尾町字野塚3線14の1、16の1、18の1

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第5号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

呼 8 2 3 1 報

<p>平成14年1月4日</p>	<p>北海道知事 堀 達 也</p>
<p>1(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更116の1・117の1・255・256 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>北海道知事 堀 達 也</p>
<p>(2) 保安林として指定された目的</p>	<p>4筆について次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>(3) 解除の理由 農道用地とするため 〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>農道用地とするため</p>
<p>2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字中士幌158の3 (次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>河東郡士幌町字中士幌158の3 (次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>(2) 保安林として指定された目的</p>	<p>風害の防備</p>
<p>(3) 解除の理由 道路用地とするため 〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>道路用地とするため</p>
<p>3(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字中士幌165の7・165の8 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>河東郡士幌町字中士幌165の7・165の8 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>(2) 保安林として指定された目的</p>	<p>風害の防備</p>
<p>(3) 解除の理由 道路用地とするため 〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>道路用地とするため</p>
<p>4(1) 解除に係る保安林の所在場所 河西郡芽室町坂の上10線12の3 (次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>河西郡芽室町坂の上10線12の3 (次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>(2) 保安林として指定された目的</p>	<p>風害の防備</p>
<p>(3) 解除の理由 用水路用地とするため 〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>用水路用地とするため</p>

<p>5(1) 解除に係る保安林の所在場所 河西郡中札内村栄東1線625の1 (次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>河西郡中札内村栄東1線625の1 (次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>(2) 保安林として指定された目的</p>	<p>風害の防備</p>
<p>(3) 解除の理由 用水路用地とするため 〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>用水路用地とするため</p>
<p>6(1) 解除に係る保安林の所在場所 広尾郡広尾町字紋別892の1 (次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>広尾郡広尾町字紋別892の1 (次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>(2) 保安林として指定された目的</p>	<p>風害の防備</p>
<p>(3) 解除の理由 農道用地とするため 〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>農道用地とするため</p>
<p>7(1) 解除に係る保安林の所在場所 広尾郡広尾町字紋別12線29の3</p>	<p>広尾郡広尾町字紋別12線29の3</p>
<p>(2) 保安林として指定された目的</p>	<p>霧害の防備</p>
<p>(3) 解除の理由 農道用地とするため</p>	<p>農道用地とするため</p>
<p>8(1) 解除に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字平和155の4 (次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>十勝郡浦幌町字平和155の4 (次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>(2) 保安林として指定された目的</p>	<p>風害の防備</p>
<p>(3) 解除の理由 排水路用地とするため 〔次の図〕は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>排水路用地とするため</p>

北海道告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月4日

北海道知事 堀 達也

第1328号

報 告 書 北 興 道

道路の種類 道路の路線名、区域及び縦覧場所	道路 路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
1	西 風 連 士 別 線	士別市多寄町3966番1地先から 士別市多寄町3966番1地先まで		前	21.83mから 76.80mまで	101.20m	—	北海道旭川土木現業所
2	士 別 滝 の 上 線	士別市東山町3418番2地先から 士別市川西町2139番3地先まで		後	21.83mから 76.80mまで	101.20m	—	同
	士 幌 然 別 湖 線	河東郡士幌町字中音更西1線180番6地先から 河東郡士幌町字中音更西2線179番19地先まで		前	19.25mから 35.43mまで	324.17m	—	北海道帯広土木現業所
	直 別 共 栄 線	十勝郡浦幌町字オタフンベ1番地先から 十勝郡浦幌町字直別1番2地先まで		後	21.60mから 26.00mまで	532.20m	—	同
	長流枝内木野停車場線	河東郡音更町宝来南1条8丁目2番4地先から河東郡音更町木野大通東5丁目3番10（一般国道241号交点）地先まで		前	22.59mから 29.68mまで	532.20m	—	同
		河東郡音更町宝来南1条8丁目2番4地先から河東郡音更町木野大通東5丁目3番10（一般国道241号交点）地先まで		後	23.05mから 30.00mまで	185.50m	—	同
		河東郡音更町宝来南1条8丁目2番4地先から河東郡音更町木野大通東2丁目1番28（一般国道241号交点）地先まで		前	23.05mから 41.00mまで	185.50m	—	同
		河東郡音更町宝来南1条8丁目2番4地先から河東郡音更町木野大通東5丁目3番10（一般国道241号交点）地先まで		後	7.50mから 43.00mまで	2.314.65m	一般国道241号における 10.50mの間及び道道帯 広浦幌線における 2.304.15mの間	同
		河東郡音更町宝来南1条8丁目2番4地先から河東郡音更町木野大通東2丁目1番28（一般国道241号交点）地先まで		前	7.26mから 63.00mまで	1.395.00m	道道帯広浦幌線における 220.00mの間	同
		河東郡音更町宝来南1条8丁目2番4地先から河東郡音更町木野大通東2丁目1番28（一般国道241号交点）地先まで		後	7.50mから 43.00mまで	2.314.65m	一般国道241号における 10.50mの間及び道道帯 広浦幌線における 2.304.15mの間	同
		河東郡音更町宝来南1条8丁目2番4地先から河東郡音更町木野大通東2丁目1番28（一般国道241号交点）地先まで		後	16.50mから 63.00mまで	2.121.20m	一般国道241号における 10.50mの間及び道道帯 広浦幌線における 220.00mの間	同

北海道告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年1月4日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道 道	変更前	後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
2 路 線 名	石勝高原幾寅線	前	後	7.80mから30.60mまで	3,430.00m	—
3 道路の区域	区 間	後	後	7.80mから21.30mまで	3,430.00m	—
	勇払郡占冠村字下ト又公園 有林上川南部森林管理署 212林班く小班地先から勇 払郡占冠村字下ト又公園有 林上川南部森林管理署212 林班く小班地先まで	後	後	21.30mから107.70mまで	2,896.00m	—

北海道告示第8号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づく聴聞を次のとおり行うこととしたので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第167号）第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。
平成14年1月4日

北海道知事 堀 達 也

- 1 聴聞の期日
平成14年1月16日（水） 午後1時30分
- 2 聴聞の場所
室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁 2階 講堂
- 3 被聴聞者の住所、商号又は名称及び氏名
(1) 住 所 苫小牧市日新町1丁目5番8号
(2) 商号又は名称 北都宅建
(3) 氏 名 和嶋 豊

北海道告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及

び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成14年1月4日

北海道知事 堀 達 也

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会並びに平成13年度及び平成14年度における競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年北海道告示第199号又は平成13年北海道告示第1956号の規定に基づく資格）を有する者を除く。）に必要な資格（第5の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、AからDまで又はAからCまで若しくはA及びBの等級に区分する。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事

土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測定の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他

電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	電子計算機、自動車
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払い契約	林産物の売払い	
林産物製品生産契約	林産物製品生産	
林産加工製品の売払い契約	林産加工製品の売払い	
物件（印刷物を除く。以下同じ。）の製造の請負契約	物件の製造	物件

2 (工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	9,000万円 以上	6,000万円 以上	5,000万円 以上	1億4,000万円 以上	2,500万円 以上	3,000万円 以上	7,000万円 以上	7,000万円 以上	7,000万円 以上
B	9,000万円 未滿 6,000万円 以上	6,000万円 未滿	5,000万円 未滿	1億4,000万円 未滿 6,000万円 以上	2,500万円 未滿 700万円 以上	3,000万円 未滿 800万円 以上	7,000万円 未滿 4,000万円 以上	7,000万円 未滿 4,500万円 以上	7,000万円 未滿 4,000万円 以上
C	6,000万円 未滿 2,000万円 以上			6,000万円 未滿 3,000万円 以上	700万円 未滿	800万円 未滿	4,000万円 未滿 2,000万円 以上	4,500万円 未滿 1,500万円 以上	4,000万円 未滿 1,000万円 以上

呼 1328 第

D	2,000万円 未滿	/	3,000万円 未滿	/	2,000万円 未滿	1,500万円 未滿	1,000万円 未滿
---	---------------	---	---------------	---	---------------	---------------	---------------

第2 資格要件

1 共通の資格要件

- 各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれれにも該当することとする。
- (1) 政令第167条の4第1項 (政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者 (未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
 - (2) 政令第167条の4第2項 (政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 道税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

- 資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。
- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事
 - ア (ア)から(ウ)までのいずれれにも該当すること。
 - (ア) 平成14年1月1日現在において、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項の許可 (次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。)を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木事業、及び・土工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
農業土木工事	
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業

建築工事	造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	及び・土工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

- (4) 資格審査の申請をする日 (その日が平成14年4月1日前である場合は、平成14年4月1日) の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日 (以下「基準日」という。)以降に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (以下「経営事項審査」という。)の結果通知を受けていること。
- (ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等叙は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

- (ア) 客観的審査事項
平成6年建設省告示第1461号に定める項目
- (イ) 主観的審査事項
工事施行成績

- (2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃、造林及び林産物製品生産アからウまでのいずれれにも該当すること。
- ア 平成14年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

<p>ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。</p> <p>(3) 建築物の設計</p> <p>アからエまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一般建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。</p> <p>イ 平成14年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。</p> <p>ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。</p> <p>エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。</p> <p>(4) 測量</p> <p>アからエまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。</p> <p>イ 平成14年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。</p> <p>ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。</p> <p>エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。</p> <p>(5) 印刷物の製造、物品の購入及び物品の賃貸借</p> <p>ア及びイのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。</p> <p>イ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。</p> <p>(6) ボイラー等運転操作</p> <p>アからウまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 従業者の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。</p> <p>イ 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。</p> <p>ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。</p> <p>(7) 庁舎等清掃</p> <p>アからウまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の登録を受けていること。</p> <p>イ 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。</p>	<p>ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。</p> <p>(8) 庁舎等警備</p> <p>アからエまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。</p> <p>イ 警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者において、当該届出書の提出を行っていること。</p> <p>ウ 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。</p> <p>エ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。</p> <p>(9) 庁舎等消防設備保守点検</p> <p>アからウまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 従業者の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。</p> <p>イ 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。</p> <p>ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る実績を有していること。</p> <p>(10) 情報システムの開発</p> <p>アからウまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。</p> <p>イ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間に情報システムの開発実績を有していること。</p> <p>ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。</p> <p>(11) 船舶の建造又は修理</p> <p>アからエまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。</p> <p>イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。</p> <p>ウ 平成14年1月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。</p> <p>エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。</p> <p>(12) 林産物の売払い及び林産加工製品の売払い</p> <p>アからウまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成14年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。</p>
---	---

呼 8 2 1 3 2 8 第

解 説 公 開 報 告

イ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る仕入高を有していること。
 ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。
 エ アからウまでのいずれにも該当すること。
 オ 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
 カ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するとき、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に申請を受け付ける。

- (1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者
 - 第1回 平成14年1月17日（木）から同年1月25日（金）まで
 - 第2回 平成14年2月7日（木）から同年2月15日（金）まで
- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
 (5) 知事が特に必要と認めた者
 知事の指定する日
 2 申請の方法
 資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先	
	申請の場合	定期申請の場合
一般土木工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
舗装工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道外にある者
鋼橋上部工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
建築工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
電気工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
管工工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
塗装工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
道路標識設置工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
機械器具設置工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
造園工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
土木施設物の設計	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
建築物の設計	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
地質調査	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
技術資料作成	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
測量	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
道路清掃	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
農業土木工事	農政部事業調整課	主たる営業所が道内にある者
水産土木工事	水産林務部総務課	主たる営業所が道内にある者
森林土木工事	水産林務部総務課	主たる営業所が道内にある者

林				
造				
印刷物の製造				
物品の購入	出納局物品管理課	出納局物品管理課		
物品の賃貸借				
ボイラー等運転操作	総務部管財課	総務部管財課		
庁舎等清掃				
庁舎等警備	総務部総務課	総務部総務課		主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部総務課
庁舎等消防設備点検				
情報システムの開発	総合企画部情報政策課	総合企画部情報政策課	総合企画部情報政策課	
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課		水産林務部総務課	
林産物の売払い	水産林務部道有林管理室経営管理課	水産林務部総務課	道有林管理一	
林産物製品の生産				
林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場	林産試験場	
物件の製造	関係部関係課	関係部関係課	関係部関係課	

- (注) 1 「随時申請」とは1の(1)に定める時期以外の時期に行う申請をいい、「定期申請」とは1の(1)に定める時期に行う申請をいう。
- 申請書類（印刷物の製造、物品の購入、物品の賃貸借又はボイラー等運転操作に係るものを除く。）の提出先が主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課である者のうち、国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。
 - 印刷物の製造、物品の購入又は物品の賃貸借の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を出納局物品管理課に提出しなければならない。
 - ボイラー等運転操作の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部管財課に提出しなければならない。
 - 庁舎等警備又は庁舎等消防設備点検の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部総務課に提出しなければならない。

第4 資格審査の再申請

- 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 (2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの
 (3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したものの
 2 再申請の方法
 再申請しようとする者は、第3の2の表の随時申請の場合の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が平成14年4月1日前である場合は、平成14年4月1日）から平成15年3月31日までとする。
 2 有効期間の更新手続
 1の有効期間を更新しようとする者は、平成15年1月に平成15年度及び平成16年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第6 資格の喪失

- 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。
 1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第10号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。
 平成14年1月4日

北海道知事 堀 達 也

2 収納代理金融機関の項中富良野信用金庫及び声問漁業協同組合の事項を削る。

北海道告示第11号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次

第 1328 号

報 告 公 刊 北

<p>のように改正し、平成14年1月15日から施行する。 平成14年1月4日</p> <p>2 収納代理金融機関の項中株式会社東海銀行の事項を削り、株式会社三和銀行の事項を以下のとおり改める。</p> <p>株式会社 U F J 銀行 名古屋 市 道内に所在する店舗並びに東京営業部、東京中央営業部、日本橋支店、日本橋中央支店、虎ノ門支店、虎ノ門中央支店、新宿支店、新宿東口支店、本郷支店、上野支店、上野南支店、大井町支店、蒲田支店、中延支店、大森支店、渋谷支店、渋谷西支店、大阪営業部、大阪駅前支店、大阪中央支店及び桜橋支店</p>	<p>(4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 路面清掃車、散水車、配水管清掃車及び側溝清掃車の路面、側溝清掃機械をそれぞれ1台以上保有していること。</p> <p>3 調査の方法 指名競争入札参加希望者は、4に定める提出書類を知事に提出するものとする。 なお、4の(1)から(3)までの各用紙は、北海道総務部総務課宁中管理係で配布する。</p> <p>4 提出書類 (1) 路面、側溝清掃業者事業概要調査書 (別記第1号様式) (2) 事業実績書 (別記第2号様式) (3) 技術者名簿 (別記第3号様式) (4) 商業登記簿謄本 (5) 定款 (6) 損益計算書 (7) 路面等清掃機械の保有機種調べ (8) 納税証明書</p> <p>5 提出書類の提出期限 平成14年1月25日 (金) (郵送の場合は、平成14年1月25日までの消印のあるもの限り受け付ける。)</p> <p>6 提出書類の提出先 北海道総務部総務課宁中管理係 (郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011 - 281 - 4111 内線 22 - 124) あて提出すること。</p> <p>7 その他 この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。</p>
<p>路面、側溝清掃業者の事業概要調査を次のとおり実施する。 平成14年1月4日</p> <p>1 調査の目的 平成14年度及び平成15年度において北海道が発注する北海道庁本庁舎構内 (以下「道庁構内」という。)に係る路面、側溝清掃業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。</p> <p>2 調査の対象 道庁構内の路面、側溝清掃業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する業者 (以下「指名競争入札参加希望業者」という。)であって、次の要件を満たしている業者とする。 (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上その営業を営んでいること。 (3) 札幌市内に本店又は支店、営業所があること。</p>	<p>ワットリーヌ業者の事業概要調査を次のとおり実施する。 平成14年1月4日</p> <p>1 調査の目的 平成14年度及び平成15年度において北海道が発注する北海道庁本庁舎、道庁別館及び赤れんが庁舎 (以下「本庁舎等」という。)に係るワット賃貸借契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。</p> <p>2 調査の対象 本庁舎等のワット賃貸借契約の指名競争入札に参加を希望する業者 (以下「指名競争入札参加希望業者」という。)であって、次の要件を満たしている業者とする。</p>

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成14年1月1日現在において引き続き2年以上その営業を営んでいること。
 - (3) 札幌市内に本店又は支店、営業所があること。
 - (4) 道税を滞納している者でないこと。
 - (5) 平成12年度又は直近の決算期において、ネット賃貸借契約に係る官公庁の受注実績があること。
- 3 調査の方法
指名競争入札参加希望業者は、4に定める提出書類を知事に提出するものとする。
なお、4の(1)及び(2)の各用紙は、北海道総務部総務課庁中管理係で配布する。
- 4 提出書類
- (1) ネットリーヌ業者事業概要調査書（別記第1号様式）
 - (2) 事業実績書（別記第2号様式）
 - (3) 商業登記簿謄本
 - (4) 定款
 - (5) 損益計算書
 - (6) 納税証明書
- 5 提出書類の提出期限
平成14年1月25日（金）
（郵送の場合は、平成14年1月25日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- 6 提出書類の提出先
北海道総務部総務課庁中管理係（郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011 - 231 - 4111 内線 22 - 124）あて提出すること。
- 7 その他
この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

北海道空知支庁告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年1月4日

北海道空知支庁長 水元秀彰

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 深川市広里町1丁目164番5 ほか4筆（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 深川市2条17番17号 深川市長 河野 順吉
- 3 開発許可年月日及び番号 平成12年6月5日 空建指第12 - 6号

北海道企業局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
平成14年1月4日

北海道公営企業管理者 西川 昌利

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成13年度及び平成14年度において北海道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成13年北海道告示第1956号（以下「北海道告示第1956号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（第5の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第1956号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、北海道告示第1956号第1の1の表の種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第1956号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。

第2 資格要件

- 1 共通的要件
北海道告示第1956号第2の1の(1)から(3)に定められているとおりとする。
- 2 資格の種類ごとの要件
北海道告示第1956号第2の2の(1)から(3)に定められているとおりとする。
- 3 資格の種類ごとの要件の特例
北海道告示第1956号第2の3に定められているとおりとする。
- 第3 資格審査の方法
1 申請の方法
北海道告示第1956号第3の1及び3の2により、道へ申請した者については、この申

請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

- 第4 資格審査の再申請
 - 1 再申請の事由
北海道告示第1956号第4の1に定められているとおりとする。
 - 2 再申請の方法
北海道告示第1956号第4の2に定められているとおりとする。
- 第5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - 1 資格の有効期間
平成14年1月4日から平成15年3月31日までとする。
 - 2 有効期間の更新手続
北海道告示第1956号第5の2に定められているとおりとする。
- 第6 資格の喪失
北海道告示第1956号第6に定められているとおりとする。
- 第7 資格審査の結果
知事からの通知をもってこれに代えるものとする。

北海道企業局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年1月4日

北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

- 第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類
平成14年度において北海道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成14年北海道告示第9号（以下「北海道告示第9号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会並びに平成13年度及び平成14年度における競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年北海道企業局告示第1号及び平成14年北海道企業局告示第1号の規定に基づく資格）を有する者を除く。）に必要な資格（第5の2により準用することとした北海道告示第9号第5の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第9号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、北海道告示第9号第1の1の表の種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第9号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般士

木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第9号第1の2の表に定められているところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、北海道告示第9号第1の2の表に定められている等級に区分する。

- 第2 資格要件
 - 1 共通的要件
北海道告示第9号第2の1の(1)から(3)に定められているとおりとする。
 - 2 資格の種類ごとの要件
北海道告示第9号第2の2の(1)から(11)及び(13)に定められているとおりとする。
 - 3 資格の種類ごとの要件の特例
北海道告示第9号第2の3に定められているとおりとする。
- 第3 資格審査の申請の時期及び方法
 - 1 申請の時期
北海道告示第9号第3の1に定められている時期にしなければならない。
 - 2 申請の方法
北海道告示第9号第3の2に定められているとおりとし、これの申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。
 - 3 前記1にかかわらず、道（企業局）が発注する契約に係る競争入札に参加を希望する共同企業体に係る資格審査の申請は、公営企業管理者の指示により作成した申請書類を提出することにより行なうものとする。
- 第4 資格審査の再申請
 - 1 再申請の事由
北海道告示第9号第4の1に定められているとおりとする。
 - 2 再申請の方法
北海道告示第9号第4の2に定められているとおりとする。
- 第5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - 1 資格の有効期間
北海道告示第9号第5の1に定められているとおりとする。
 - 2 有効期間の更新手続
北海道告示第9号第5の2に定められているとおりとする。
- 第6 資格の喪失
北海道告示第9号第6に定められているとおりとする。
- 第7 資格審査の結果
知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3による資格審査の結果は、公営企業管理者から通知するものとする。

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年1月4日

北海道教育庁空知教育局長 戸塚 隆

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価）
パーソナルコンピュータ 1式（42台 北海道栗山高等学校）
- 2 落札を決定した日
平成13年11月19日（月）
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 中道リーヌ株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- 4 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）
月額 198,450円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道教育庁空知教育局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課学校管理係
(2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目

興新加興株式会社

北海道選挙管理委員会告示第1号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年1月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

- | | | | | |
|--------------------|---|------------------|-----------|----|
| 「同 社団清和会
南札幌病院」 | 同 | 南17条西9丁目1
の13 | 57.12.8 | を |
| 「同 社団清和会
南札幌病院」 | 同 | 南9条西7丁目1 | 平13.12.19 | に、 |

- | | | | | |
|------------------------------------|---|--------------------|-----------|------|
| 「北海道脳神経外科記念病院」 | 同 | 北22条西15丁目1
の35 | 58.11.29 | を |
| 「医療法人社団研仁会
北海道脳神経外科記念病院」 | 同 | 北22条西15丁目1
- 35 | 平13.12.19 | に、 |
| 「同 社団常松会
東栄病院」 | 同 | 北41条東16丁目3番
14号 | 平 3. 3.22 | 」 |
| 「同 彰和会北海
道消化器科病院」 | 同 | 本町1条1丁目2番
10号 | 平 5. 7. 2 | を |
| 「同 植心会病院」 | 同 | 北44条東8丁目1番
6号 | 平 4. 6. 9 | 」 |
| 「同 社団常松会
東栄病院」 | 同 | 北41条東16丁目3番
14号 | 平 3. 3.22 | 」 |
| 「同 介護老人保健施設お
おぞら」 | 同 | 丘珠町167番10 | 平13.12.19 | 」 |
| 「同 彰和会北海
道消化器科病院」 | 同 | 本町1条1丁目2番
10号 | 平 5. 7. 2 | に改め、 |
| 「同 新道
栄病院」 | 同 | 北35条東8丁目1番
3号 | 平13.12.19 | 」 |
| 「同 植心会病院」 | 同 | 北44条東8丁目1番
6号 | 平 4. 6. 9 | 」 |
| 「同 社団新道栄
病院」 | 同 | 北35条東8丁目1番 | 57.12.8 | を削り、 |
| 「同 社団札幌ト
ロイカ病院」 | 同 | 川下577番地8 | 平 4. 6. 9 | を |
| 「同 共栄会札幌
トロイカ病院」 | 同 | 川下577番地8 | 平 4. 6. 9 | に、 |
| 「同 社団信佑会
吉田記念病院」 | 同 | 本通2丁目南5番
10号 | 平 8. 3.28 | を |
| 「同 信佑会吉田
記念病院」 | 同 | 本通2丁目南5番
10号 | 平 8. 3.28 | に改め、 |
| 「とかち病院」 | 同 | 西18条南4丁目15の10 | 平元. 2.28 | を削り、 |
| 「北 斗 病 院」 | 同 | 稲田町基線7番地5 | 平 5. 6.23 | を |
| 「北海道厚生農業協同
組合連合会総合病院
帯広厚生病院」 | 同 | 西6条南8丁目1 | 同 | を |
| 「医療法人社団北斗
斗病院」 | 同 | 稲田町基線7番地5 | 平 5. 6.23 | 」 |

呼 8 2 2 8 1 3 2 8 呼

報 警 公 報 報 報

同 かち病院	と	同	西18条南4丁目15番10号	平13.12.19	に、
北海道厚生農業協同 組合連合会総合病院 帯広厚生病院		同	西6条南8丁目1	平5.6.23	
「特別養護老人ホーム 喜作園		同	川下2128番地2	平10.2.25	を
「特別養護老人ホーム ささく苑		同	川下2128番地2	平10.2.25	に、
「社会福祉法人万葉閣 ケアハウスうららか		同	月寒東4条17丁目 1番15号	平12.6.5	を
特別養護老人ホーム 清幌園		札幌市清田区北野7条4丁目8 の25		57.12.8	
「社会福祉法人万葉閣 ケアハウスうららか		同	月寒東4条17丁目 1番15号	平12.6.5	
ケアハウスユージン ドアイ		同	平岸8条12丁目3 番20号	平13.12.19	
特別養護老人ホーム くりのみ		同			に、
特別養護老人ホーム 清幌園		札幌市清田区北野7条4丁目8 の25		57.12.8	
「町立特別養護老人 ホーム温心園		天塩郡豊富町字上サロベツ西7 線161		同	を
「豊富町立特別養護老 人ホーム温心園		天塩郡豊富町字上サロベツ2005 番地の29		平13.12.19	に、
「身体障害者療護施設 喜作園		同	川下2128番地2	平10.6.9	
札幌あゆみの園		同	川北2254番地1	平12.6.5	を
身体障害者療護施設 グリンハイム		札幌市南区石山933番地3		57.12.8	
「身体障害者療護施設 ささく苑		同	川下2128番地2	平10.6.9	
札幌あゆみの園		同	川北2254番地1	平12.6.5	に改める。
身体障害者療護施設 くりのみハイム		札幌市豊平区平岸8条12丁目3 番20号		平13.12.19	
身体障害者療護施設 グリンハイム		札幌市南区石山933番地3		57.12.8	

北海道選挙管理委員会告示第2号
平成8年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。
平成14年1月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之
 「平8.5.1 同 豊頃町茂 豊頃町社会 豊頃町長 283 250 を
 岩本町166番地 福祉センター
 「平13.12.3 同 豊頃町茂 豊頃町える 豊頃町教 366 328 に改め
 岩本町166番地 夢館 育委員会 教育長」

捜 査 報 告 書 取 扱 規 則

北海道警察本部告示第1号
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年1月4日

北海道警察本部長 山田 高 廣

- 入札に付する事項
 - 委託業務の名称及び数量
北海道警察本部情報通信システム更新データ作成業務
 - ア 住宅イメージ地図登録作業 3,884面
 - イ ベクトル地図への交通事故発生地点登録作業 30,663件（予定）
 - 委託業務の仕様等 入札説明書による。
 - 契約 約 期 間 契約締結の日から平成14年3月20日まで
 - 納 入 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部情報管理課

- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 平成13年北海道告示第19号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 経済産業大臣からシステムインテグレーター（S I）企業の登録を受け、又はこれと同等以上の認証等を取得していること。
 - 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、確実に履行した実績を有すること。

<p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年1月4日から11日まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課</p> <p>4 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札の場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場</p> <p>(2) 入札日時 平成14年1月18日（金）午前10時00分</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 郵便等による入札</p> <p>(1) 郵便による入札は、認めない。</p> <p>(2) 電報による入札は、認めない。</p> <p>8 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p>	<p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>9 落札者の決定方法 財務規則第51条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第54条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名称 北海道警察本部総務部会計課</p> <p>イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>
---	---

平成十四年一月四日

金曜日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課